

大阪医科薬科大学本部キャンパス過半数代表者・部門代表者選出および 職員部門代表者会議運営に関する規約

2021年10月1日制定

(目 的)

第1条 この規約は、大阪医科薬科大学本部キャンパス（以下、「本学」という。）における労働安全衛生法及び労働基準法その他の法令が定める労働者の過半数を代表する者（以下、「過半数代表者」という。）及び各部門を代表する者（以下、「部門代表者」という。）の選出と職員部門代表者会議の運営について、必要な事項を定める。

(過半数代表者の責務)

第2条 過半数代表者は、正職員、準職員、契約職員、アルバイト職員、嘱託職員（以下、「教職員」という。）を代表して労働基準法に基づく協定の締結や就業規則の作成又は変更についての意見書の提出、情報の周知、労働安全衛生法に基づく衛生委員会委員の推薦その他法令に基づく職務を行う。

2 過半数代表者は、迅速、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 過半数代表者は、必要に応じて、部門代表者の意見を聴かなければならない。

(選挙権)

第3条 過半数代表者及び部門代表者の選挙権を有する者は、候補者選出の投票日時点に在籍している教職員である者とする。

(被選挙権)

第4条 過半数代表者及び部門代表者の被選挙権を有する者は、本学の就業規則第3条に掲げる者を除く教職員とする。

(選出事由)

第5条 過半数代表者及び部門代表者の選出は、次の各号のいずれか一つに該当するときに行う。

(1) 任期が満了したとき

(2) 退職したとき

(3) 前記以外の理由により欠員となったとき

(選 出)

第6条 部門代表者は、原則として別表に定める各部門から2名を選出する。また、人数の多い部門では2名以上の選出もできるものとする。

2 部門代表者の改選は、任期満了の1ヵ月前に半数ずつ行う。

3 部門代表者の選出は、前任者となる部門代表者が前項に規定された各部門内の教職員へ事前に周知を図り、各部門で協議のうえ候補者を擁立し、次項のとおり行う信任投票とする。

4 信任投票の方法は、不信任の場合のみ投票するものとし、その得票数により決定する

ものとする。ただし、投票数が当該部門の選挙権者の半数に満たない場合は、信任のうえ選出されたものとする。

4 信任投票は、次のとおりとする。

- (1) 部門代表者からの通知に応じて、原則、電子メールにより投票する。ただし、電子メールアドレスを保有しない者においては、紙による投票も認めるものとする。
- (2) 投票は1人1票とし、代理投票は認めない。ただし、やむを得ない理由で投票期間に投票できない教職員は、代表者委員会が定めた郵便等の方法により投票を行うことができる。
- (3) 選挙権者の氏名の記載がない場合及び代表者委員会が無効と認めた場合は無効とする。

5 前項の投票の結果、部門代表者が信任されなかった場合は、同様の手続により改めて部門代表者を選出するものとする。

6 過半数代表者は、選出された部門代表者の互選により選出する。また、過半数代表者が必要に応じて副代表者を任命し、過半数代表者に事故あるときは業務を代行させることができるものとする。

(職員部門代表者会議の所掌及び運営)

第7条 職員部門代表者会議は、第6条によって選出された過半数代表者及び部門代表者により構成する。

2 職員部門代表者会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 職員部門代表者会議の開催
- (2) 過半数代表者及び部門代表者の選出
- (3) その他、過半数代表者及び部門代表者に係る重要事項に関すること。

3 職員部門代表者会議は、議長となる過半数代表者が招集し、委員の2分の1の出席をもって開催することができる。

4 職員部門代表者会議の議事は、原則として出席者する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 職員部門代表者会議が必要と認めたときは、関係者に対し必要な資料の提出を求めることができるほか、その者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 過半数代表者及び部門代表者の任期は、原則、選出された日の翌年度当初から2年間とする。但し、第5条第1項第2号及び第3号に該当する欠員がある場合は、第6条に規定する手続きのうえ、速やかに後任者を補充するものとする。その場合の任期は前任者の残存期間とする。

(解任)

第9条 選挙権を有する教職員は、職員部門代表者会議に対し、解任を請求することができる。

2 部門代表者の解任請求は、当該部門の選挙権者の3分の1以上の署名をもって請求す

る。

3 過半数代表者の解任請求は、第3条に規定する選挙権者の3分の1以上の署名をもって請求する。

4 職員部門代表者会議は、第2項若しくは第3項の請求があった場合、職員部門代表者会議にて速やかに解任の可否を問う投票を行う。

5 解任請求された者は、前項の投票の結果、職員部門代表者会議の過半数の可をもってその地位を失う。

(定めなき事項の協議)

第10条 この規約で定めなき事項で必要あるときは、職員部門代表者会議で協議するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 本学の教職員等は、過半数代表者及び部門代表者となったことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする。また、候補者となった場合も同様とする。

(改 廃)

第12条 この規約の改廃は、職員部門代表者会議で協議のうえ、出席者の3分の2以上の承認をもって行う。

附 則

この規約は、2021年10月1日から施行する。

別 表

第1部門	教員・医師
第2部門	大学事務部門等（病院事務部門を除く） 原則として、本部キャンパスおよび北キャンパスに所在し、病院に所在する事務部門以外の事務部門に所属する事務職員が該当する。
第3部門	病院事務部門等 原則として、本部キャンパス大学病院内に所在する事務部門に所属する事務職員が該当する
第4部門	病院技術部門等
第5部門	病院看護部門

各部門の詳細な部署区分情報が必要になった時には、適宜調査・検討するものとする。